

## 第5章 やむを得ない事由による措置の活用について

### 1 やむを得ない事由による措置とは

- 平成12年度の介護保険制度導入により、介護サービスの提供の仕組みが措置から契約に変更となりました。しかし、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要がある場合があります。老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」は、そういった状況に対応するために設けられました。
- サービス利用契約を結ぶ能力のない認知症の方の権利擁護を図るためには、区市町村がその方の状況を適切に見極め、措置を適用していくことが求められます。
- やむを得ない事由による措置とは、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村長が職権をもって介護サービスの利用に結びつけるものをいい、〔図表5-1〕のサービスを利用することが可能です（老人福祉法第10条の4、第11条）。

〔図表5-1〕 やむを得ない事由による措置のサービス種類（主なもの）

- |              |               |           |
|--------------|---------------|-----------|
| ・訪問介護        | ・通所介護         | ・短期入所生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 |           |
| ・特別養護老人ホーム   |               |           |

- 「やむを得ない事由」としては、①本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合等が想定されています（「老人ホームへの入所措置等の指針について」昭和62年1月31日 社老第8号）。
- やむを得ない事由による措置については、緊急の対応が必要となる場合が想定されることから、施設において措置を受け入れることにより、定員を超過する場合には、介護報酬において減算の適用除外を受けることが可能です。
- なお、この規定は一時的なものであり、できるだけ速やかに超過の状態を解消するほか、措置後は成年後見制度の活用や家族支援等の必要な働きかけを続け、契約への切り替えを進めていく必要があります。

- さらに老人福祉法施行令で、やむを得ない事由の措置要件として、「養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるもの」が追加される予定です。これにより、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、「高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来しているものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者」についても、保護・分離が必要となる場合には、やむを得ない事由による措置の適用ができることを明確にするものです（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」（厚生労働省）による。）。

[図表 5-2] やむを得ない事由による措置等による定員超過の取扱いについて [参考]

特別養護老人ホームにおける定員の超過については、①市町村による措置入所及び②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合は入所定員の5%（入所定員が40人を超える場合は2人を上限）までは減算されない。また、③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合は入所定員の5%までは減算されない。

例えば、入所定員80人の特別養護老人ホームについては、①及び②の場合に本体施設における2人までの定員超過の入所、③の場合に併設事業所の空床を利用した4人までの定員超過について減算されないため、本体施設と併設事業所を合算して最大6人(=2+4)までの定員超過について減算されない。

こうした取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

資料：厚生労働省老健局老人保険課平成15年6月30日事務連絡「介護報酬に係るQ & A (Vol.2) について」

## 2 やむを得ない事由による措置の活用についての基本的な考え方

- 事前調査の結果では、区市町村によってやむを得ない事由による措置の実施状況に差があります。また、「措置で対応する前に契約によるサービス利用調整を行う」、「措置は家族関係を悪化させ、後のフォローが大変であるなどの理由により措置では対応しないようにしている」といった意見もみられ、措置の実施に慎重な意見もみられています。
- 「やむを得ない事由による措置」は、虐待などの事例において、高齢者本人の福祉をを図るための制度であることから、必要な場合には適切な判断基準のもと必要な手続きを踏んで有効に活用していくことが求められます。このため、この制度を確実に活用するためのルール化を図ると共に、サービス事業者への制度の周知と協力依頼など、日ごろから体制を整えておくことが重要です。

### 〔図表 5-3〕 「やむを得ない事由による措置」について〔参考〕

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかと指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

資料：「全国介護保険担当課長会議」（平成15年9月8日）資料より

### 3 やむを得ない事由による措置活用に向けた体制整備

#### やむを得ない事由による措置実施の合意形成

- やむを得ない事由による措置は、家族の意向などと異なる適用をせざるを得ない場合もあり、従来の措置申請から決定、サービス提供に至るプロセスとは違った体制とアプローチが必要になります。
- やむを得ない事由による措置を有効に活用するためには、区市町村内部において、高齢者の権利擁護を図るために、措置を活用することについて、コンセサンスを得ておくことが実施における重要な基盤となります。幹部職員から現場の職員まで、高齢者の権利擁護のためには措置を行う場合があるとの認識を日常的に共有し、一方でこのことを住民に説明していくことも大切でしょう。
- 例えば高齢者保健福祉計画において位置づけを行ったり、予算概要等で施策として位置づけたりすることが考えられます。

#### 予算の確保及び決定手順の整備

- 措置の決定において、措置費の支弁をスムーズに行うために、予算措置を行うことも考慮すべきです。これまで措置実績がなかった場合は、もし事例が出たときには流用対応ということもありうるでしょう。しかし最低限の積算であろうとも、予算の裏付けを行うことで、円滑な措置の実施につながるようになるでしょう。
- 措置の決定についての手順を定めておくことも重要です。このため要綱やマニュアル等の整備が望まれますが、措置の根拠自体は老人福祉法に基づくものですので、要綱等がない場合でも措置の実施は可能です。
- 措置の決定だけではなく、支払いや徴収手続きについても整理しておくことが必要です。会計部門と協議のうえ、支払関係書類等について協議を行っておきます。

#### 措置の決定に向けて

- 高齢者虐待に対してやむを得ない事由による措置を適用する場合、特に虐待者が主な介護者であるとき等は、その意に反する決定をせざるを得ないこともあります。このため、支援者による適切な状況の把握と課題分析が重要です。そして区市町村による措置決定においては、この課題分析等に基づき、必要な判断を行うこととなります(→144ページ〔図表5-7〕及び145ページ〔図表5-8〕参照)。
- 的確な課題分析のためには、支援者を孤立させずチームで対応することが重要です。また課題分析の質を向上させるために、外部の専門家によるスーパーバイズを受けられるようにしておくことも有効でしょう。

#### [取組事例 9] 要介護高齢者援助スタッフ専門相談事業・豊島区

高齢者の介護相談の中に、「虐待として判断してよいのだろうか？」とスタッフからの疑問や援助の戸惑いが寄せられ、平成4年から高齢者の相談窓口でスタッフのケースカンファレンスを始めました。その後、平成7年から「家族問題」を切り口とし、家族機能を学びアプローチの糸口を見出そうと、職場内研修に取り組み始めました。

平成11年からは、「介護に携わるスタッフのスキルアップを図ることで、高齢者の保健福祉サービスの向上を目指す」ことを目的に、援助スタッフのための専門相談として事業化しています。現在は、在宅介護支援センター職員や介護支援専門員などが、虐待が疑われる高齢者の対応について相談に訪れ、対応方針や援助チームの役割分担などの検討を実施しています。スーパーバイザー（臨床心理士）から中長期的な方針を示唆されたり、励まされることで、スタッフも着実にスキルアップしてきています。

- また、措置の実施を決定する場合、合議制を採り、その手続きをあらかじめ明確にしておく必要があります。

#### [取組事例10] 入所判定委員会・世田谷区

世田谷区では、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置の決定に際して、老人ホーム入所判定委員会を設置し審査を行っています。入所判定委員会は、保健福祉センター保健福祉課長（代表）、保健福祉センター保健福祉課総合相談担当係長（代表）、保健福祉課ケア担当係長、健康づくり課保健指導係長（代表）、医師、特別養護老人ホーム施設長、弁護士にて構成されています。（保健福祉センターとは、保健所と福祉事務所を機能的に再編したもので、現在世田谷区で5か所配置されている。保健福祉課は基幹型在宅介護支援センターの機能も有しており、総合相談がインターク等、ケア担当が地区担当などの役割を担っている。健康づくり課では、地区担当保健師が配属されており、地域保健活動を行っている。）

- 相談窓口業務が委託となっている場合には、措置権を持つ高齢者福祉所管課や地区担当保健師等が連携して、適切な課題分析等を行うことが有効といえます。

### 地域包括支援センターへの期待

- 介護保険法の改正により、区市町村は高齢者の権利擁護事業等を行う地域包括支援センターを設置することとなりました。
- 地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種を専任で配置し、チームアプローチで支援を実施します。地域包括支援センターの業務内容には、高齢者虐待対応ネットワークの構築や区市町村の担当部局に高齢者の状況を報告し、老人福祉法の措置の実施につなげることなどが示されています。
- このため、委託により地域包括支援センターの設置を行う場合でも、地域の各機関の密接な連携のもとに適切な措置の決定が行われることが期待されます。

### サービスの円滑な提供に向けて

- 区市町村の直営でサービスを提供できる場合を除き、多くの場合、措置の実施にあたっては民間の事業者措置サービスの提供を依頼することとなります。措置を行う事例の中には、サービス提供やこれに伴う家族との調整について、困難を伴うことがあると予想されることから、措置に関わる介護支援専門員やサービス提供事業者に過大な負担がかからないよう相談・助言を行うほか適宜ケースカンファレンスを開催するなど、キー機関である地域包括支援センターが、適切に支援を行っていく必要があります。
- 措置の業務の流れは、通常保険給付と一部異なる場合があります。また、特別養護老人ホームの入所措置及び短期入所生活介護については、定員超過による減算の緩和措置が定められています。サービス提供の基盤を確保し、スムーズな運営を可能にするために、こうした規定や業務の流れについて、あらかじめ事業者の理解を得る努力が望まれます。

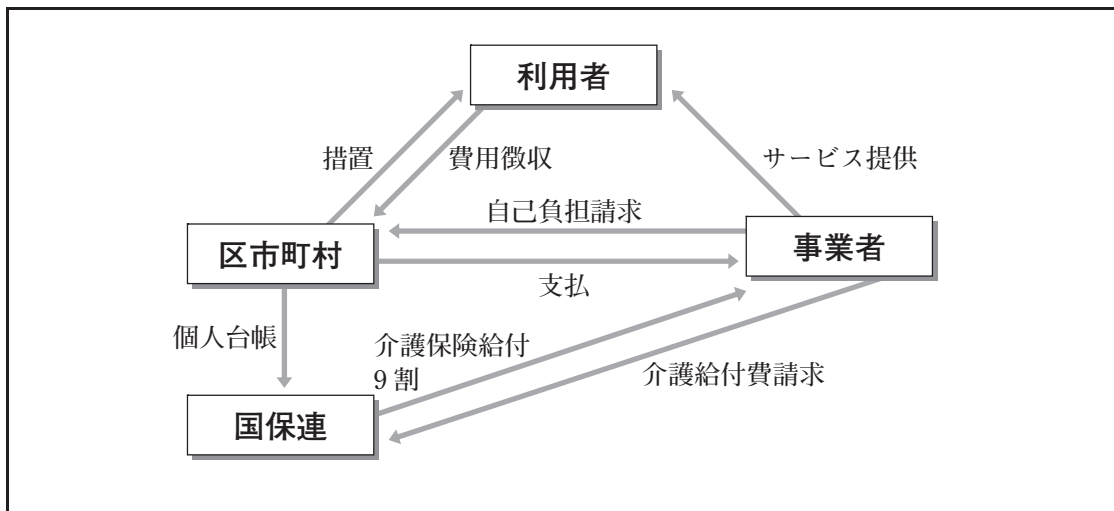
### [取組事例11] 定員超過による減算の緩和措置の周知を行った例・稲城市

稲城市では、市内の特別養護老人ホームに対し、定員超過による減算の緩和措置について通知により周知し、措置の活用について理解を求める取組を行いました。

[図表 5-4] 「やむを得ない事由による措置」と契約によるサービス利用との違い

項目	やむを得ない事由による措置	契約によるサービス利用
要介護認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に要介護認定がされていなかった場合、区市町村が職権により要介護認定を行う。</li> <li>・本人が医師の診断を拒否する場合などで要介護認定ができない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が保険者（市町村）に要介護認定を申請</li> </ul>
サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村の委託に基づき、事業者が利用者に対してサービス提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と事業者の契約に基づくサービス</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険を利用した措置の場合、9割が保険給付、1割を市町村が支弁し、負担能力の応じて区市町村が本人から費用徴収する。</li> <li>・介護保険を利用できない場合の措置については、全額区市町村が老人保護措置費として支弁する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付が9割、利用者負担が1割</li> </ul>

[図表 5-5] 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置の流れ



## 4 やむを得ない事由による措置の実際

- やむを得ない事由による措置を実際に適用している例として世田谷区の「福祉緊急対応に関する実施要綱」<sup>5</sup>と葛飾区の「居宅におけるやむを得ない事由による措置」を紹介します。

### [取組事例12] 福祉緊急対応に関する実施要綱・世田谷区

#### <訪問による調査及び対応方針の決定>

世田谷区では、福祉制度利用に当たり困難な状況に陥っている高齢者を確認した場合、保健福祉センターが関係機関と協力の上、実態把握のための訪問調査を行います。

虐待の場合、複数のスタッフにより対応を行い、虐待事実の確認、本人の意思確認、緊急性の確認等を行います。

緊急対応方針の決定は、保健福祉課長が主宰するケア会議にて行う旨が明記されており、合議制にて行う旨が規定されています。

#### <措置の決定及びサービスの依頼>

ケア会議において、措置の決定を行った場合、対象者には措置決定通知書を発行します。また措置の決定を行う際、介護保険法に規定される要介護認定を対象者が受けていない場合、職権にて要介護認定を実施します。

サービス提供事業者には、居宅サービス計画を作成した上で、サービス利用票及びサービス提供票を作成し、措置通知書とともに介護保険事業者へ送付します。

#### <措置費用の負担と負担額の徴収>

介護保険事業者は、介護報酬の9割相当を国保連に請求し、1割相当を措置費請求書、サービス提供票、サービス提供票別表写しにより請求します。

対象者へのサービス状況について、介護保険事業者と連携を図りながら、給付管理を行い、サービス内容を確認します。

また区は、被措置者の負担額の決定を行い、被措置者に納付書を送付することにより、負担額の徴収を行います。

#### <権利擁護及び関係機関との連携>

対象者の権利擁護のために、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を積極的に活用することが定められています。成年後見人等が選任されるまでの間、緊急的に事務管理による支援を行う必要がある場合もあります。

在宅介護支援センターや民間事業者等と常に連携を図るよう、要綱にて規定し、多機関連携を促しています。

5 世田谷区の「福祉緊急対応」は、福祉セイフティネットの一環として位置づけられているため、老人福祉法に基づく福祉措置のほか、身体・知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく措置や区独自施策によるホームヘルプサービス提供等も規定されています。なお特別養護老人ホームへの入所措置は、老人福祉法施行規則により規定されています。



### [取組事例13] 居宅におけるやむを得ない事由による措置・葛飾区

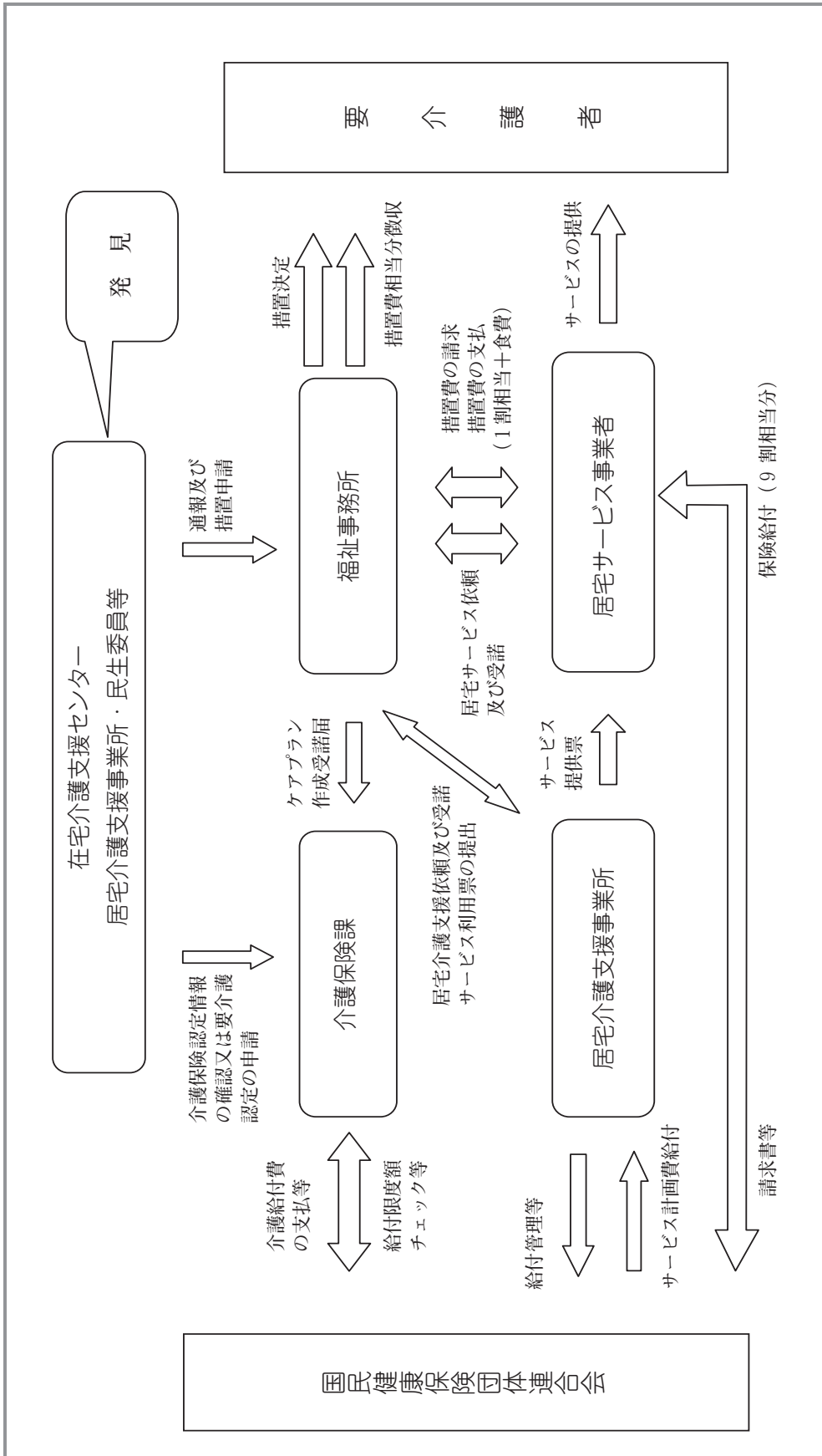
葛飾区では、特別養護老人ホームへの入所だけでなく、短期入所や認知症高齢者グループホームへの入所などの居宅系サービスについても、やむを得ない事由による措置を実施しています。

こうした居宅におけるやむを得ない事由による措置は、高齢者虐待の事例のほか、単身の認知症高齢者への対応が必要となる場合も多く、短期入所等についてはほとんどが、特別養護老人ホームへの措置を実施できるまでの間をつなぐ手段となっています。

また、グループホームへの措置は、区の特別養護老人ホームの優先入所基準に該当しない認知症高齢者の受け皿となっています。

居宅におけるやむを得ない事由による措置では、居宅介護支援事業所がケアプランを作成することが必須である等、業務の流れが特養入所とは異なることから、131ページ図表5-6の手順を定めて措置を実施しています。ケアプラン作成については、在宅介護支援センター併設の事業所やその高齢者と以前から関わりのある介護支援専門員に対して、手続きや区の方針等を丁寧に説明をすることで協力を得ています。

【図表5-6】 居宅におけるやむを得ない事由による措置の手順（葛飾区）



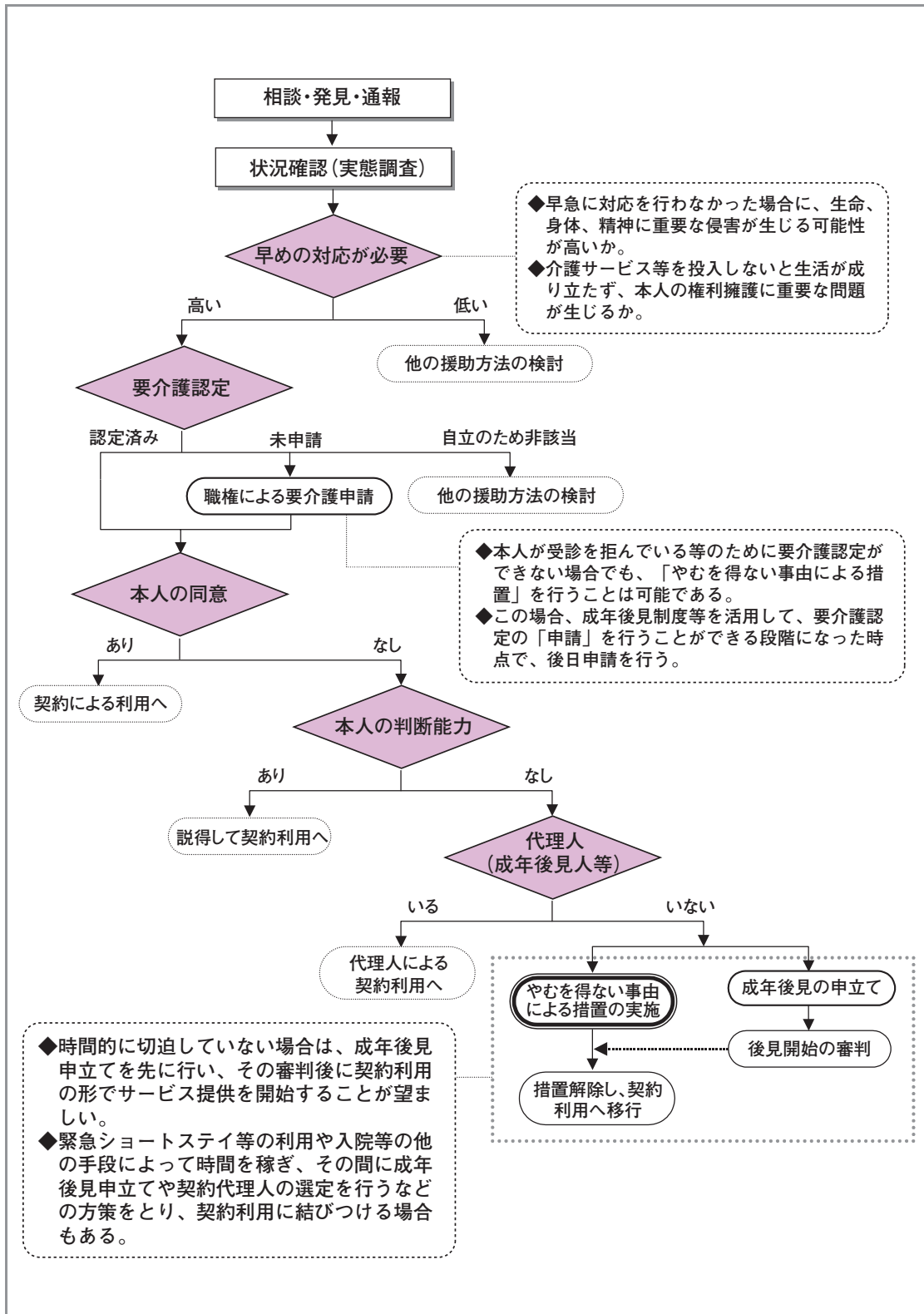
## 5 やむを得ない事由による措置の活用にあたっての検討視点

- やむを得ない事由による措置を適用するためには、〔図表5-7〕に示す条件が重なる場合は、特に積極的に活用することが考えられます。その場合も他の手段によることができないかの検討が必要です（→他の手段の例は120ページ〔図表4-32〕参照）。

〔図表5-7〕 やむを得ない事由による措置の活用にあたっての検討視点

視 点	具体的内容（例）
早めの対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早急に対応を行わなかった場合に、生命、身体、精神などに重要な侵害が生じる可能性が高い。</li> <li>・ 虐待が恒常化しており、軽減もしくは終結する見込みが全く立たない。</li> <li>・ 介護・世話の放棄・放任の場合で、介護サービス等を投入しないと本人の生活が成り立たず、本人の権利擁護に重要な問題が生じる。</li> </ul>
要介護もしくは要支援状態であるが、入院治療を必要としない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体上又は精神上の障害や疾病、認知症等の理由により、日常生活を営むのに支障があり、支援を要する。</li> <li>・ 介護保険の要介護認定に照らして支援を要する。</li> <li>・ 入院による治療を必要としない。</li> </ul>
介護サービスの契約利用ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に判断能力がなく、代理人等もいないため、要介護認定の申請やサービスの契約ができない。</li> <li>・ 本人が何らかの理由で要介護認定の申請あるいは介護サービスの利用を拒んでいるが、本人の権利擁護のためには介護サービスの利用が不可欠である。</li> </ul>

[図表 5-8] やむを得ない事由による措置活用の検討フロー (例)



## 6 やむを得ない事由による措置の実施後のフォロー

- 措置実施後の課題として、次の〔図表5-9〕に掲げる事項が事前調査から得られています。

〔図表5-9〕 措置の実施後の現在の課題

現在の課題	現在の課題の具体的内容（例）
契約への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族等の関わりを見守りながら、契約につなげていくことが課題。</li> <li>・ 成年後見人をつけ、契約に切り替えることを検討</li> <li>・ 家族が支払いについての約束を守らないため「措置入所」となった事例で、措置費請求に対する対応を観察した上で、契約への移行を考える。</li> </ul>
成年後見制度の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族に疾患による心身問題があるため、任意後見契約等の利用検証</li> <li>・ 成年後見人をつけても、虐待者が握っている金銭を取り上げることに大混乱が予想される。</li> </ul>
虐待者からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待者が障害を持っているため、特に面会の際の対応が難しい。</li> <li>・ 虐待者に本人の居場所を教えないようにするなどの徹底した対応が求められる事例がある。</li> <li>・ 虐待者は、本人の養護をしていたと主張し、措置を不服としている。</li> </ul>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患等を有する家族（虐待者含む）に対する支援（精神障害所管課等との連携による処遇）</li> </ul>
経済的虐待の再発防止や金銭管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金担保貸付金によって経済的虐待があった事例で、償還完了を機にふたたび再燃するおそれがある。</li> <li>・ 今後の金銭管理について、（虐待者以外の）家族に任せるべきか、第三者の後見人を選任すべきか、見極める必要がある。</li> </ul>
本人の費用負担能力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所持金が少ないために今後の入院等の費用負担に懸念がある。生活保護を受給する場合は、関係機関と連携をとっていくことが課題となる。</li> </ul>

- やむを得ない事由による措置を実施した後も、それで介入が終わりではなく、次の〔図表5-10〕のような観点で事後のフォローを行っていく必要があります。

〔図表5-10〕 やむを得ない事由による措置実施後のフォローの観点

**1 契約への移行**

- ・ 本人や家族の同意を得て契約によるサービス利用に切り替える。
- ・ 認知症等により本人の判断能力が欠けている場合には、成年後見制度の活用により本人意思を代理できるようにし、契約への移行を図る。

**2 虐待者からの保護**

- ・ 経済的虐待の場合や虐待者と被虐待者が依存関係にある等の場合は、虐待者が本人の連れ戻しを図ることがあるため、居場所を教えない、施設の対応を厳戒にする等の保護を行う。

**3 虐待者のフォロー**

- ・ 措置の実施に虐待者が納得していない場合等においては、家族分離によって虐待者が精神的に不安定になることもあるため、虐待者のフォローを十分に行う。
- ・ 虐待者からのクレーム、苦情等についても一定の方針・ルールを持って対応する。

**4 家族関係の修復**

- ・ 入所等の場合には、措置による分離で終わらせるのではなく家族関係の修復、それにより家庭生活への復帰に向けた家族関係調整が必要である。
- ・ 虐待者以外の家族や別居親族からキーパーソンを探し出す等して調整を図っていくことも可能。

## 7 やむを得ない事由による措置を適用した事例

### (1) 虐待の態様や生活状況などに着目して選定した事例

#### 〔事例1〕 ひどい身体的暴力のため緊急的に保護した事例

<b>被虐待者</b> 80歳代 女性 要介護3 認知症あり	<b>虐待者</b> 子夫婦（40歳代・50歳代） 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者と子夫婦のみ 子夫婦の経済状態悪い
<b>虐待の種類</b> <input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・年金の搾取。被虐待者の介護サービス利用料も滞納 ・食事が与えられなかったり、身の回りの世話がなされていない。 ・暴力によりあざや角膜ピラン、腕を強くつかまれ皮膚はがれ、20針縫合	
<b>発見の経緯</b> デイサービスを利用していたため、 身体のアザについて在宅介護支援 センターに報告あり	<b>援助の経過</b> 次男夫婦と話し合い、虐待をやめるように説得しても、次男夫婦の経済 状況が悪く、経済的虐待はなかなかなくならなかった。また次女の妻 は外国人であり、生活習慣の違いや、認知症高齢者の対応などが理解 できにくく、暴力行為もやまなかった。20針縫合するような大怪我を 契機に、被虐待者の身の安全を確保するため分離が不可欠となり、緊 急に特別養護老人ホームへ措置するに至った。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・高齢福祉所管課（※措置決定）	<b>措置後の経過</b> 措置を解除し、契約に移行した。現在は通帳を他の親族が管理し、被虐 待者は特別養護老人ホームで穏やかに生活している。	

#### 〔事例2〕 身体的・心理的虐待が恒常的であり、家族分離が不可欠と判断した事例

<b>被虐待者</b> 80歳代 女性 要介護4 認知症あり	<b>虐待者</b> 息子（50歳代） 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者と子夫婦と孫 子は失業中 別居の娘あり
<b>虐待の種類</b> <input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・被虐待者が幻視や幻聴のためにわけのわからないことを言ったりする と暴力をふるう。 ・服が破れるほどひっぱる。 ・暴力による脳挫傷で2ヶ月入院	
<b>発見の経緯</b> 暴力によって被虐待者が脳挫傷で入 院したために長男が警察に事情聴 取され、心配した長男の嫁と別居 の娘が在宅介護支援センターに相 談。	<b>援助の経過</b> 被虐待者が幻視幻聴により騒ぐため、失業中の長男が暴力をふるう状況 があった。被虐待者と長男を離すためという目的もあり、長男の嫁より 介護保険の申請が出され、デイサービスを利用。しかしまもなく長 男の暴力により脳挫傷を起こし緊急入院となる。2ヶ月の入院後、在 宅に戻り、サービス利用をしながら生活していたが、大事に至らない 程度に長男の暴力は続いているとの報告があり、これ以上悪化を防止 するため緊急措置に至った。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・保健所・保健センター ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・高齢福祉所管課（※措置決定）	<b>措置後の経過</b> 措置を解除し、契約に移行した。現在、介護保険法による施設入所中。	

〔事例3〕 経済的虐待が恒常的であり、虐待者が説得に応じない事例

<b>被虐待者</b> 70歳代 女性 要介護2 認知症あり	<b>虐待者</b> 息子2人(40歳代)と孫(10歳代) 被虐待者と長男のみ同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、息子(長男)
<b>虐待の種類</b> <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容(長男)</b> ・長男、二男、孫(長男の子)の各々から、年金を取り上げられたり、消費者金融からの借金を強要される等の金銭的虐待	
<b>発見の経緯</b> 近隣住民からの相談	<b>援助の経過</b> 市、社会福祉協議会及び弁護士等にて緊急保護、居住地を転々と避難。二男との話し合い等の援助を行い、施設に入所した。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・基幹型在宅介護支援センター ・福祉事務所(※措置決定) ・警察・消防 ・軽費老人ホーム ・社協 ・弁護士	<b>措置後の経過</b> 成年後見人が就任。措置を解除し、契約に移行した。しかし、特に二男と孫からの被虐待者に対する金銭的依存は根強く、依然として関係各所に連絡が入る状態が続いている。被虐待者は極度の心労から鬱状態を呈し、精神科病院に入院。急性期の入院治療時期を終了したが、被虐待者の心身状態は軽費老人ホームにて対応可能なレベルではなく、特別養護老人ホーム等での日常的な介護を要する状態。	

〔事例4〕 介護・世話の放棄・放任で、被虐待者に深刻な権利侵害が生じている事例

<b>被虐待者</b> 100歳代 女性 要介護5 認知症あり	<b>虐待者</b> 娘(70歳代) 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者と娘のみ
<b>虐待の種類</b> <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・娘は、自分が寝たきり同様の状態であるにもかかわらず、寝たきりの被虐待者を在宅で介護すると言い張り、被虐待者が施設入所等のサービスを受けることを拒否した。	
<b>発見の経緯</b> 入院をきっかけに、介護者であった娘の金銭管理能力や現実を認識する能力の欠如が判明。被虐待者の問題行動も多くなっていたが、娘は施設入所を拒否。	<b>援助の経過</b> これまで金銭管理をはじめ生活全般の介護をしてきた娘が倒れて緊急入院となり、この時金銭管理能力や現実を認識する能力の欠如が判明。被虐待者は独居での在宅生活が不可能なため社会的入院をしたが、問題行動が多くなり、病院は早急に他の受け入れ先をさがすよう求めた。退院した娘は寝たきりに近い状態であるが被虐待者を在宅で介護すると主張。被虐待者を在宅に戻すことは生活上多大な困難が予想されたため、やむを得ない措置に至った。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 短期入所生活介護 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・医療機関 ・民生委員 ・高齢福祉所管課(※措置決定)	<b>措置後の経過</b> 被虐待者、娘ともに市長による成年後見の申し立てを行った。被虐待者については後見人が後見人が選任されたため、今後は契約に移行する予定。	



## (2) 援助方法に着目して選定した事例

### 〔事例5〕 直接に措置入所を実施した事例

<b>被虐待者</b> 80歳代 女性 認知症あり	<b>虐待者</b> 息子2人(50歳代) 被虐待者と同居 主に介護をしていた長男に認知症あり	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、長男、二男
<b>虐待の種類</b> <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・思うように言うことをきかないと暴力をふるい、顔があざだらけに。 ・風呂に入れない。爪を切らない。 ・家の中のトイレは使わせず、となりの畑で用を足させる状態。 ・食事も1日2食、食べたことも忘れてしまうこともたびたびあった。	
<b>発見の経緯</b> 近所からの通報	<b>援助の経過</b> 民生委員、保健師、介護支援専門員、高齢福祉所管課等が介入し、4ヶ月後に特養老人ホームへ入所する。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・保健所・保健センター ・介護支援専門員 ・医療機関 ・民生委員 ・社会福祉法人 ・高齢福祉所管課（※措置決定）	<b>措置後の経過</b> 現在特別養護老人ホームに入所中。	

### 〔事例6〕 緊急一時保護を行い、その後に措置入所に移行した事例

<b>被虐待者</b> 80歳代 男性 要介護3 認知症なし	<b>虐待者</b> 配偶者(70歳代)・息子(40歳代) 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、配偶者、息子 息子は無職、被虐待者の年金を収入源としている 配偶者は脳梗塞の既往のためか短期記憶に支障がみられ、話し合いが難しい
<b>虐待の種類</b> <input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・なぐる等の暴力 ・親戚への借金の強要 ・威嚇するような言動、日常的な叱責 ・ガスは止められ、暖房がなく、毛布の他に寝具もない居住空間 ・食事は1日2食でインスタント麺のことも	
<b>発見の経緯</b> 訪問介護事業所より連絡	<b>援助の経過</b> 以前から地域の在宅介護支援センター及び市にて関わりを続けてきたが改善されなかったため、被虐待者の申し出により区にて緊急保護。現在は短期入所施設で生活中。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・基幹型在宅介護支援センター ・福祉事務所（※措置決定） ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・警察・消防 ・弁護士	<b>措置後の経過</b> 被虐待者は今後も施設での生活を希望しているが、妻は被虐待者の意思に反して家に連れ戻す旨の主張を続けているため、入所先は知らせていない。	

〔事例7〕 在宅サービス利用から、措置入所に移行した事例

<p><b>被虐待者</b> 80歳代 女性 要介護1 認知症……不明</p>	<p><b>虐待者</b> 子の妻（50歳代） 被虐待者と同居</p>	<p><b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、子夫婦、孫</p>
<p><b>虐待の種類</b> ■身体的 ■心理的 □経済的 □介護・世話の放棄・放任 □性的</p>	<p><b>虐待の内容</b> ・暴力により肋骨2本骨折、腕・頬・左眼・肩等にあざ。 ・「早くあの世に行ってほしい」等の暴言。</p>	
<p><b>発見の経緯</b> 在宅介護支援センターの担当介護福祉専門員が、子の妻の日ごろの言動を見たり、デイサービス、ショートステイを通して身体状況を確認していく中で、虐待の疑いのある事例と判断。</p>	<p><b>援助の経過</b> 虐待の疑いのある事例として、地域型在宅介護支援センターから基幹型在宅介護支援センターが引き継ぎ、関係機関、事業所が見守りを行っていた。ショートステイ事業所が、被虐待者の訴えや、骨折、あざ等の発見から、とても在宅に戻せる事例ではない旨を報告し、特別養護老人ホームでの措置入所に至った。</p>	
<p><b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム</p>		
<p><b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・基幹型在宅介護支援センター ・保健所・保健センター ・福祉事務所（※措置決定） ・介護支援専門員</p>	<p><b>措置後の経過</b> 特別養護老人ホーム入所後は、福祉事務所、施設が連携し、本事例を処遇。施設は契約ではなく措置を継続していくことを条件に受け入れ。</p>	

〔事例8〕 同居家族（虐待者を含む）に対する援助も合わせて実施した事例

<p><b>被虐待者</b> 80歳代 女性 要介護4 認知症あり</p>	<p><b>虐待者</b> 娘（50歳代） 被虐待者と同居</p>	<p><b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、配偶者、娘 娘は父親から虐待を受けて育ち、両親のADL低下により立場が逆転</p>
<p><b>虐待の種類</b> ■身体的 □心理的 □経済的 ■介護・世話の放棄・放任 □性的</p>	<p><b>虐待の内容</b> ・まともな食事を与えない。 ・薬を勝手に調整して与える。 ・介護サービスの導入を拒否 ・言うことをきかないと大声で怒鳴る、たたく、髪の毛をひっぱる。</p>	
<p><b>発見の経緯</b> 虐待者の父（被虐待者の夫）が施設入所後、サービスを導入して見守っていた中で、関係者が発見。</p>	<p><b>援助の経過</b> 被虐待者の状態悪化により入院した後、あざ・傷があったため居宅へ帰すのは危険と判断し、被虐待者の意思も確認しながら、老人保健施設に入所させ、入所判定委員会にかける。判定可となり、3ヶ月後、特養入所となる。</p>	
<p><b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム</p>		
<p><b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・福祉事務所（※措置決定） ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・医療機関</p>	<p><b>措置後の経過</b> 娘には現在の措置施設は教えていない。娘も精神疾患を抱えているため、ヘルパー（精神）派遣、保健師のかかわりを持ち、フォロー中。母を引き取りたいとの思いが強いため、カウンセリング等の効果が見られれば、早い段階で面会は実現したいと考える。</p>	

### (3) 措置後の経過に着目して選定した事例

#### 〔事例9〕 成年後見制度を活用し、契約に移行した事例

<b>被虐待者</b> 70歳代 女性 要介護5 認知症あり 統合失調症	<b>虐待者</b> 配偶者（70歳代） 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者と配偶者のみ 虐待者も統合失調症を発症し介護力が低下。精神状態も悪化。金銭管理能力がなく、借金を重ねる
<b>虐待の種類</b> <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・まともな食事を与えない（1日に配食の弁当の1食のみ）。 ・室内を極度に散乱させ、アルコールや飲料水をまき不潔な状態 ・詐欺話を盲信して所持金をつぎ込み、公共料金未納のため電気も停止 ・医療や必要なケアを受けさせずにベッドに寝たきり状態	
<b>発見の経緯</b> 配食サービス事業所より連絡	<b>援助の経過</b> 夫が室内を極度に散乱させ、アルコールや飲料水をまき不潔な状態となり、介護者もいないため、基幹型在宅介護支援センターが中心となり保護し、ショートステイを利用。現在は体力が回復し座位はとれるようになった。 夫の精神身体状況も急速に悪化したため、内科的疾患に対応できる病院に転院し治療中。現在、身体状況はやや改善したが、精神的な面で改善は見られていない。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム	<b>措置後の経過</b> 成年後見人が就任、措置を解除し、契約に移行した。 夫の生活支援を継続。 被虐待者は入所により身体状況が若干改善された。	
<b>援助に関与した機関</b> ・基幹型在宅介護支援センター ・地域型在宅介護支援センター ・保健所・保健センター ・福祉事務所（※措置決定） ・介護サービス事業者 ・医療機関		

#### 〔事例10〕 措置から契約に移行した事例（成年後見制度を活用しない場合）

<b>被虐待者</b> 80歳代 女性 要介護1 認知症なし	<b>虐待者</b> 子の配偶者（20歳代） 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、子夫婦、孫（2人） 子が家出
<b>虐待の種類</b> <input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input checked="" type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・家から追い出す。 ・物を投げつける。 ・寒空に何時間も外に追い出されている。 ・金銭を取り上げる（家出した息子の探偵費として）。 ・サービス利用を拒否する。	
<b>発見の経緯</b> 近隣、民生委員から通報	<b>援助の経過</b> 被虐待者が当初、家を出ることを拒否していたため、見守っていたが、息子家出後、虐待がエスカレートし、被虐待者も家を出る決心をする。老人保健施設入所しながら、入所判定委員会にかけ、措置入所の決定をする。被虐待者の判断能力があり、兄弟が契約代理人となり、入所と同時に契約に切り替わった。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム	<b>措置後の経過</b> 契約に切り替え、特別養護老人ホーム入所継続	
<b>援助に関与した機関</b> ・福祉事務所（※措置決定） ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・医療機関 ・警察・消防		

〔事例11〕 成年後見制度を申立中・検討中で、契約への移行を検討している事例

<b>被虐待者</b> 80歳代 男性 要介護3 認知症あり	<b>虐待者</b> 娘（40歳代） 被虐待者と同居	<b>家族構成・家族状況等</b> 被虐待者、配偶者、娘 娘は知的障害、精神疾患を抱える。 金づかいが荒い。
<b>虐待の種類</b> <input checked="" type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・暴言「早く死ね」など。 ・殴る、蹴る、噛みつくなど。 ・被虐待者とその配偶者の年金を宝石購入などにあてる。	
<b>発見の経緯</b> サービス導入後、被虐待者及び配偶者の訴えにより発見。	<b>援助の経過</b> デイサービス、ショートステイを利用しながら、引き離しを行っていたが、暴力がエスカレートしたため、老人保健施設に入所させ、入所判定委員会の判定を受け、特養に措置入所。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・福祉事務所（※措置決定） ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・医療機関	<b>措置後の経過</b> 成年後見人をつけ契約切り替えを検討中（娘が年金を管理しているため取り上げることに混乱が予想される）。	

〔事例12〕 入所措置から在宅サービスに移行した事例

<b>被虐待者</b> 90歳代 女性 要介護1 認知症あり	<b>虐待者</b> 長男（60歳代） 被虐待者とは別居	<b>家族構成・家族状況等</b> 同居家族なし
<b>虐待の種類</b> <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input checked="" type="checkbox"/> 経済的 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 性的	<b>虐待の内容</b> ・認知症、歩行不可の状態ですら1人放置されていた。食物を得るため、毎日、はって自宅を出ていた。 ・経済的虐待にて所持金は殆どなし。	
<b>発見の経緯</b> 住民（複数）から、基幹型・地域型在宅介護支援センターへ通報、相談が入った。	<b>援助の経過</b> 住民から通報や相談が寄せられ、基幹型、地域型在宅介護支援センターがアセスメントを行った。生活保護、介護保険認定を受ける。入院後特別養護老人ホームへ入所となった。	
<b>やむを得ない措置内容</b> 特別養護老人ホーム		
<b>援助に関与した機関</b> ・地域型在宅介護支援センター ・基幹型在宅介護支援センター（高齢者福祉所管課＝生活保護所管課に設置）（※措置決定） ・福祉事務所 ・介護支援専門員 ・医療機関 ・警察・消防 ・民生委員 ・（地域住民）	<b>措置後の経過</b> 入所適応支援、家族調査、面接を行い、アセスメントとカンファレンスの後、契約に移行し、入所から在宅になる。生活保護は継続。支援開始時は歩行不可の状態だったが、支援環境整備、特別養護老人ホームでの適切なケアにより歩行可能となった。	